

『成年後見業務』

さて、今日は、成年後見人が成年被後見人(「本人」のことです。)のために行う、具体的な成年後見業務についてお話させていただきます。例えば、本人の親族が亡くなり、本人がその方の相続人となり、被相続人(「亡くなった方」のことです。)が銀行等の金融機関に対し、預金を有していた場合、相続預金を本人に代理して、金融機関に対し払戻手続きを行ったりすることもあります。



司法書士
岡田 茂

その他、特別養護老人ホーム等の介護施設に入所する場合、施設との間で入所契約を締結することになりますが、その際本人に代理して、施設と契約を行ったりすることもあります。

本人の生活状況や財産状況によって、実際に成年後見人が本人のために行う、具体的な成年後見業務は多種多様です。

成年後見人は、それぞれの本人の生活状況等を親族やケアマネージャーなどの関係者から、本人について、十分なヒヤリングを行うと共に、成年後見人自身が、本人をしっかりと観察しなければ、本人に対するより良いサポートは出来ないように思います。